

令和6年度三重県中大規模木造建築設計セミナー業務委託仕様書

1 目的

県産材の需要拡大のためには、人口減少等により、新設住宅着工戸数が長期的には減少していく可能性を踏まえると、公共建築物や民間商業施設などの非住宅・中大規模建築物の木造・木質化を推進する必要がある。

一方で、令和3年度の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」改正等、中大規模の木造建築物に対する取組を拡大していく動きはあるものの、建築士や公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員が、中大規模木造建築の実務経験を積む機会は依然として少ないのが現状であり、中大規模木造建築に特有の設計方法の知識・技術については十分に普及しているとは言えない状況である。

このため、県内の建築士及び公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員を対象に、中大規模の木造建築に必要な知識・技術を習得するためのセミナーを実施し、非住宅・中大規模の木造建築の提案・設計ができる技術者の育成を図ることで、県産材の利用拡大につなげる。

2 委託業務名

令和6年度三重県中大規模木造建築設計セミナー業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

4 業務概要

県内の建築士及び公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員を対象に中大規模建築物の木造・木質化に必要な知識・技術を習得するための講座を実施する。

なお、講座については「一級建築士対象講座」、「中大規模木造建築に関わる全事業者対象講座」、「行政職員対象講座」の3講座を開催する。

5 講座内容

（1）一級建築士対象講座（3回）

主に「本セミナーを修了した一級建築士（※1）」を対象に、県産材を活用した中大規模木造建築物の実設計につなげるための技術の習得など、スキルアップを図る講座を開催する。

○中大規模木造建築の意匠設計を行うために必要な「防耐火」、「耐久性」、「構造」等に関するより高度な知識・技術を習得できる内容とする。

○過去のセミナー内容（※2）をふまえ、より高度な知識・技術の習得のための講座とする。また、本セミナー修了者から事前にヒアリングを行うなどし、ニーズに沿った内容とする。

※1：セミナー修了者一覧は、下記 HP のとおり。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700075.htm>

※2：過去のセミナー内容については、下記 HP のとおり。

【令和5年度】<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700221.htm>

【令和4年度】<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700176.htm>

【令和3年度】<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700136.htm>

【令和2年度】https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700076_00003.htm

【令和元年度】https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700076_00001.htm

【平成30年度】<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700076.htm>

（2）中大規模木造建築に関わる全事業者対象講座（2回）

県内の「建築士（一級建築士及び二級建築、木造建築士を含む。）」と、「中大規模木造建築に関わる事業者（建築主、施工者、木材供給者、林業従事者、金融機関等）」を対象に、中大規模建築の木造・木質化に必要な技術・ノウハウの習得や、建築士と事業者間の課題を共有するためのワークショップ等を開催する。

（3）行政職員対象講座（2回）

公共施設の整備に関わる「県、市町の営繕・発注担当者」及び「事業課担当者」を対象に、公共建築物の木造・木質化に必要な知識を習得する講座を開催する。

○県内外の中大規模木造建築物の事例紹介、現場見学等を通じて、実務を担当した行政担当者や建築士、施工者等の声を聞く機会を設ける。

○担当者の関心が高いと考えられる項目（材工分離発注、木材調達、維持管理、コスト等）について、知識の習得、疑問の解消を図り、木造建築に対する理解を深める内容とする。

6 委託業務の内容

（1）講座の運営

ア カリキュラムの作成及び講師の選定

5の講座内容に沿ったカリキュラムの作成及び講師の選定を行い、委託者と協議のうえ決定すること。

イ 講座会場及び日程の検討

委託者と協議のうえ決定すること。

ウ 講座内容の調整及び資料の作成

講師と講座内容を調整のうえ、講座資料を作成し、各講座実施日の7日前までに電子データで委託者に提出すること。

エ 当日の運営

講座の司会、進行、記録等当日の運営を行うこと。

オ 講座効果の検証

受講者にアンケート等を行い、講座効果の検証及び運営における改善点等の考察を行い、報告書として委託者に提出すること。

(2) 委託業務完了報告書の提出

各講座の実施内容、アンケート結果、成果等を取りまとめ、委託業務完了報告書として提出すること(冊子1部及び電子データ1部(CD-R等))。なお、具体的な実施内容及び日時等が確認できるものとし、報告書の様式は任意とする。

(3) 委託者と受託者の業務区分

本業務の役割分担は、別記のとおりとする。

(4) その他

- ・委託期間中2回以上、「三重県木材利用推進連絡会」に講座内容や開催結果等を報告すること。
 - ※「三重県木材利用推進連絡会」とは、三重県が設置する木材利用の推進に関する取組を行う組織(事務局：森林・林業経営課、構成員：業界団体等)。
- ・広報チラシを各講座毎に作成すること。チラシの内容については、委託者と協議すること。チラシの部数は、各講座毎に2,000部とする。ただし、行政職員対象講座については、チラシのデザインのみ作成(印刷は不要)すること。
- ・講師と受講者及び受講者間での連携を深めるよう配慮すること。
- ・講師は、大学・短期大学等の教授、又はこれに準じる者に相当する者を選定することとし、謝金の目安は、12,000円/時間とする。
- ・受講者の情報(住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等)を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に管理すること。

7 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ業務を進めるものとする。

別記

	事 項	委託者の役割	受託者の役割
1	講座の企画立案	講座内容の決定 講座スケジュールの決定 講師の決定	講座内容の提案 講座スケジュールの提案 講師の提案
2	講座運営に必要な調整	会場、備品の予約 講師への依頼文作成 関係団体への共催・後援・協力等依頼	講師との講義内容・日程の調整
3	受講生の募集	広報チラシの内容・デザインの決定 募集情報の掲載(県HP)	広報チラシ案制作・印刷 受講者募集 講座内容に関する質疑応答 受講者リストの作成
4	講座の運営	講師への謝金・旅費の支払 会場費の支払	当日の運営・司会・進行 テキスト等、講座資料作成・印刷 受講者の出欠管理 開催状況の記録 アンケート実施・集計・考察

上記に明記の無い事項に関しては、委託者、受託者間で協議を行い、双方協力して円滑な講座運営を目指す。